

森林保険通信



『目下がり』による変更申請について



『目下がり』による変更申請のお問い合わせが増えていきます



造林補助等で秋に植付けをした場合で、
【林齢 1年生・目下がり適用外】で契約し、その後
【林齢 2年生・目下がり適用】に変更申請を行う
のケースについてのお問い合わせを多くいただいております。
この場合、システムでは右図のように変更し、『変更申請書』
を提出してください。（返還保険料は発生しません）

所有区分コード 私有林で個人所有 施業区分 単層林施業
 保険金額コード - 100 - 1 林齢 2年 ha当たり植栽
 分取割合/付保率 10 % / 10 面積 0.10 立
 本数 払込保
 F-100-0 [0:目下がり適用外] 下に變更してください
 F-100-1 [1:目下がり適用] 林齢は、2年生にしてください
 保険金額
 戻る 変更 削除 前へ 次へ

めさ
『目下がり契約』 = 契約する林齢は2年生で、
1年生の保険金額で契約

森林保険における林齢は、新植の年から暦年(こよみ通りに1月1日から数える1年)で計算します。

造林補助等で秋に植付けをした場合など、

★1 新植の当年(～12月31日)に加入する場合 と、

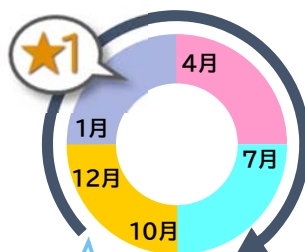
★2 新植の翌年(1月1日～)に加入する場合

では、契約時の林齢及び保険料が異なります。

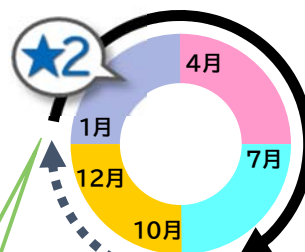
この場合、保険契約者から「新植時の林齢で契約したい」旨の申出があれば、

契約林齢は加入する時点の林齢(2年生)で
保険金額は契約時林齢より1年低い林齢(1年生)の
保険金額の標準を適用して契約 することができます。

※ 『目下がり契約』については、
「森林保険事務処理マニュアル(受託者向け)[契約編]p2-23、
森林保険通信R2年度7号もあわせてご覧ください。



秋植え後、
年内に契約 (1年生)



秋植え後、
年が明けてから契約 (2年生)

めさ
目下がり契約

契約林齢: 2年生
保険金額: 1年生 で契約

森林保険事務のキホン ②

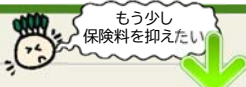
付保率 (ふほりつ)

『付保率』は、
「保険金額の標準(保険金額の上限となる)」に対する
「契約割合(掛け率)」のこと。
1%単位で、100%まで
設定できる。

どの程度の保険を
付けるかの率(割合)のことです

例えば…
(地域区分Bクラス、ヒノキ35年生、1haの場合)

上限まで保険に加入 付保率 100%
保険料 10,239円/年 保険金額 318万円



負担が減る分
補償も減ります 付保率 50%
保険料 5,119円/年 保険金額 159万円

予算にあわせて
加入できます 付保率 30%
保険料 3,071円/年 保険金額 95万円

いつもご尽力ありがとうございます
保険業務課を代表してお礼申し上げます

引受?管理?填補?
…迷ったときは、
ぜひご相談を

4月より、引受・管理の
担当となりました。
よろしく申し上げます!



管理業務では、変更や解除等の処理が
今年度に入って既に約450件ありましたが、
おかげさまで申請書の差し戻しも少なくなり、
以前より承諾までの期間が短縮されています!

担当者の皆様のご協力に、
心より感謝申し上げます。

